

小田原市介護保険条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市介護保険条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年12月13日（金）
意見提出期間	令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、高齢介護課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 財源に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	市あるいは市長独自の政策として、市独自で財源を捻出し、追加的な経済的負担軽減の施策として事業を実施すべき。	C	本市の家族介護用品（紙おむつ等）支給事業は、家族介護者を支援することを目的とした事業です。当該事業の主旨を踏まえると、介護サービス利用により介護負担の軽減を図る介護保険事業として、保険料を活用して実施することが適当と考えます。
2	保健福祉事業ではなく、介護保険料以外の他の財源を用いる事業にすべき。		